小規模航路事業者用

# 事　故　処　理　基　準

令和　８　年　９　月　１５　日
株式会社しまなみ

目　　次

第１章　総則
第２章　事故等発生時の連絡
第３章　事故の処理等

## 第１章　　総則

（目的）

第１条　この基準は、安全管理規程に基づき、事故・災害等が発生した場合の対応並びにその防止対策の検討及び実施に関する事項に係る基準を明確にし、もって人命の安全の確保と損害の軽減を図るとともに、輸送の安全の確保を図ることを目的とする。

（事故等の範囲）

第２条　この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(3)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び第２項の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

(1)　旅客、乗組員、作業員等の死亡、行方不明又は負傷その他の人身事故の発生（疾病、不法行為によるものを除く。）

(2)　衝突（通常予定していない部位への接触を含む）、乗揚げ、火災、浸水、漂流、転覆、沈没、行方不明、機関停止等による自航不能の発生、その他救助を必要とする船舶の海難事故

(3)　不法行為（強取（乗っ取り）、殺人、傷害、暴行、脅迫、危険物所持等）による運航の阻害

２　この基準において、「インシデント」とは、旅客の輸送に従事する船舶における前項の事象に至るおそれのある次に掲げる事態をいう。

(1)　機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等の故障により通常の運航が阻害された事態

(2)　避難港へ入港するに至った事態

(3)　航行中において、岸壁又は他の船舶等との衝突を回避するため、乗組員が緊急の操作を行った事態

(4)　離着岸作業中の係船策の破断

(5)　その他の前項の事象に至るおそれがあると認められる事態

(6)　前号に掲げるもののほか、所轄地方運輸局が特に必要と認めて報告を指示したもの

（準用）

第３条　本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

## 第２章　事故等発生時の連絡

（非常連絡）

第４条　事故等発生時の連絡は、第６条の非常連絡事項について、判明したものから逐次行う。ただし、インシデントの場合は、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、速やかに、その状況を連絡する。

２　船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。

３　運航管理者による海上保安官署等、所轄地方運輸局その他必要な者への連絡は、電話（メール又はFAXを含む。）又は口頭による。

４　運航管理者は、第６条の非常連絡事項を記載した報告様式を船舶及び事務所に備え置くものとする。

（非常連絡表等）

第５条　連絡すべき者の名称又は氏名、連絡先を記載した非常連絡表は、別紙のとおりとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することができる。

（非常連絡事項）

第６条　事故等発生時に連絡すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)　全事故等に共通する事項

①　船名
②　日時
③　場所
④　事故等の種類
⑤　死傷者の有無
⑥　救助の要否
⑦　当時の気象・海象・水象

(2)　事故等の態様による事項

| | 事故等の種類 | 連絡事項 |
|---|---|---|
| a | 衝突 | ①　衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況）<br>②　船体、機器、車両の損傷状況<br>③　浸水の有無（あるときはｄ項）<br>④　流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）<br>⑤　自力航行の可否<br>⑥　相手船の船種、船名、総トン数、（用）船主・船長名（できれば住所、連絡先）<br>－　船舶衝突の場合<br>⑦　相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）<br>－　船舶衝突の場合 |

| | | |
|---|---|---|
| b | 乗揚げ | ①　乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触個所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等）<br>②　船体周囲の水深、底質及び付近の状況<br>③　潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響<br>④　船体、機器、車両の損傷状況<br>⑤　浸水の有無（あるときはｄ項）<br>⑥　離礁の見通し及び陸上からの救助の可否<br>⑦　流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） |
| c | 火災 | ①　出火場所及び火災の状況<br>②　出火原因<br>③　船体、機器、車両の損傷状況<br>④　消火作業の状況<br>⑤　消火の見通し |
| d | 浸水 | ①　浸水個所及び浸水の原因<br>②　浸水量及びその増減の程度<br>③　船体、機器、車両の損傷状況<br>④　浸水防止作業の状況<br>⑤　船体に及ぼす風浪の影響<br>⑥　浸水防止の見通し<br>⑦　流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） |
| e | 不法行為（強取、殺人傷害、暴行等） | ①　事件の種類<br>②　事件発生の端緒及び経緯<br>③　被害者の氏名、被害状況等<br>④　被疑者の人数、氏名等<br>⑤　被疑者が凶器を所持している場合は、その種類、数量等<br>⑥　措置状況 |
| f | 人身事故（行方不明を除く） | ①　事故の発生状況<br>②　死傷者数<br>③　発生原因<br>④　負傷の程度<br>⑤　応急手当の状況<br>⑥　緊急下船の必要の有無 |
| g | 旅客、乗組員等の行方不明 | ①　行方不明が判明した日時及び場所<br>②　行方不明の日時、場所及び理由（推定）<br>③　行方不明者の氏名等<br>④　行方不明者の遺留品等 |
| h | その他の事故 | ①　事故の状況<br>②　事故の原因<br>③　措置状況 |
| i | インシデント | ①　インシデントの状況<br>②　インシデントの原因<br>③　措置状況 |

## 第３章　　事故の処理等

（船長のとるべき措置）

第７条　事故等発生時に、船長が旅客の安全、船体、車両の保全のために講ずべき措置は、次に掲げるとおりとする。

(1)　損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
(2)　事故の状況及び講じた措置、並びに当該講じた措置への助言を求め、援助を必要とするか否かについての第５条の連絡先に対する連絡
(3)　負傷者に対する早急な救護
(4)　連絡方法の確立（船内及び船外）
(5)　旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
(6)　二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施
(7)　不法行為の場合は、不法行為者の隔離又は監視、説得

（運航管理者のとるべき措置）

第８条　事故等発生時に、運航管理者が旅客の安全、船体、車両の保全のために講ずべき措置は、次に掲げるとおりとする。

(1)　事故の実態及び船長が講じた措置の把握
(2)　前号で把握した内容についての第５条の連絡先に対する連絡
(2)　救難に必要な情報の収集及び分析
(3)　行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船等の手配
(4)　必要人員の派遣及び必要物資の補給等
(5)　船長に対する必要事項の連絡及び助言
(6)　医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
(7)　旅客の氏名の確認及びその連絡先への通知

（運航管理者の指揮する事故処理組織）

第９条　非常対策本部を設置する場合以外の運航管理者が行う事故の処理に必要な組織は次のとおりとする。

事故処理組織表

| | 職務 |
|---|---|
| 経営の責任者 | 総指揮 |
| 安全統括管理者、運航管理者 | 総指揮補佐又は総指揮 |
| 救難対策班 | 事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。 |
| 旅客対策班 | 旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客（車両）対策に関すること。 |
| 庶務対策班 | 被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応待（発表を除く。）、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。 |

（医療救護の連絡等）

第１０条　船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「医療機関連絡表」により最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

（現場の保存）

第１１条　船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

（事故調査委員会）

第１２条　（削除）

## 附　則

この規程は、令和 ８ 年 ９ 月 １５ 日より実施する。

令和 ８ 年 ９ 月１５ 日　変更（フェーズ２対応）

事故処理基準 第4条第2項－別表

# 官公署連絡表

| 官公署名 | 住　　所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 海上保安庁 | | 118 |
| 来島海峡<br>海上交通センター | 今治市湊町２－５－１００ | 0898（31）4992 |
| 第六管区<br>海上保安本部 | 広島市南区宇品海岸3-10-17 | 082(251)5111 |
| 今治海上保安部<br>警備救難課 | 今治市片原町１－３－２　今治港湾合同庁舎 | 0898(22)0118 |
| 尾道海上保安部<br>福山海上保安署 | 福山市東手城町2-18-3 | 084(943)5950 |
| 尾道海上保安部<br>警備救難課 | 尾道市古浜町27-13 | 0848(24)0118 |
| 呉　海上保安部<br>木江分室 | 広島県豊田郡大崎上島町木江5067-9 | 0846（62）0807 |
| 呉　海上保安部<br>警備救難課 | 呉市宝町9-25 | 0823（26）0118 |
| 広島海上保安部<br>警備救難課 | 広島市南区宇品海岸3-10-17　広島港湾合同庁舎5Ｆ | 082（251）4999 |
| 四 国 運 輸 局 | 高松市サンポート高松３番33号<br>サンポート合同庁舎南館　海運・港運課 | 087（802）<br>6807・6808 |
| | 運航労務監理官 | 087（802）6830 |
| 四国運輸局愛媛運輸支局<br>今治海事事務所 | 今治市片原町１－３－２　今治港湾合同庁舎２Ｆ<br>運航労務監理官 | 0898（33）9003 |
| 中 国 運 輸 局 | 広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎４号館<br>運航労務監理官 | 082（228）8708 |
| 中国運輸局広島運輸支局<br>尾道海事事務所 | 尾道市古浜町27-13　尾道地方合同庁舎<br>運航船員部門及び運航労務監理官 | 0848（23）5235 |
| 中国運輸局広島運輸支局<br>呉海事事務所 | 呉市宝町９－２５　呉港湾合同庁舎<br>監理部門及び運航労務監理官 | 0823（22）2520 |
| 中国運輸局広島運輸支局<br>因島海事事務所 | 尾道市因島土生町１８９９－３５ | 0845(22)2298 |
| 今治警察署 | 今治市旭町1丁目４－２ | 0898(34)0110 |
| 伯方警察署 | 今治市伯方町木浦甲4639番地1 | 0897(72)0110 |
| 伯方警察署下田水駐在所 | 今治市吉海町名4694-3 | 0897(84)3629 |
| 福山西警察署 | 福山市神林町3101-1 | 084(933)0110 |
| 尾道警察署 | 尾道市新浜1丁目7-34 | 0848(22)0110 |
| 呉　警察署 | 呉市西中央2丁目2-4 | 0823(29)0110 |
| 広島南警察署 | 広島市南区宇品東4丁目1-3 | 082(255)0110 |
| 廿日市警察署 | 廿日市市本町1-10 | 0829(31)0110 |

事故処理基準　第5条―別紙

# 非常連絡表

社長(経営トップ)　兼
安全統括管理者

運航管理者

運航管理員

(詳細は別図 記載のとおり)

船　　長
しまなみ
くるしま
なかと
マリンスター 5

## 海上保安庁

118
海上保安庁

## 保安部・警察署

第六管区海上保安本部
082(251)5111

来島海峡海上交通センター
0898(31)4992

今治海上保安部
警備救難課
0898(22)0118

福山海上保安署
084(943)5950

尾道海上保安部
警備救難課
0848(24)0118

呉海上保安部木江分室
0846(62)0807

呉海上保安部
警備救難課
0823(26)0118

広島海上保安部
警備救難課
082(251)4999

今治警察署
0898(34)0110

伯方警察署
0897(72)0110

伯方警察署下田水駐在所
0897(84)3629

福山西警察署
084-933-0110

尾道警察署
0848-22-0110

呉警察署
0823-29-0110

広島南警察署
082-255-0110

廿日市警察署
0829-31-0110

## 運輸局

四国運輸局
海運・港運課
087(802)6807
087(802)6808
運航労務監理官
087(802)6830

四国運輸局
今治海事事務所
運航労務監理官
0898(33)9003
監理・運航部門
0898(33)9001

中国運輸局
運航労務監理官
082(228)8708

中国運輸局
尾道海事事務所
運航・船員部門
及び運航労務監理官
0848(23)5235

中国運輸局
呉海事事務所
監理部門及び
運航労務監理官
0823(22)2520

中国運輸局
因島海事事務所
0845(22)2298

## 医療機関

片山病院
(吉海町幸新田)
0897(84)2620

愛媛県立今治病院
0898(32)7111

今治第一病院(外科)
0898(23)2000

国立病院機構福山医療センター
084(922)0001

尾道市立市民病院
(尾道市新高山)
0848(47)1155

呉共済病院
(呉市西中央)
0823(22)2111

広島県立広島病院
(広島市南区宇品)
082(254)1818

廣島総合病院
(廿日市市)
0829(36)3111

はかた外科胃腸科
(今治市伯方町)
0897(72)1711

今治消防署
大島分署
0897(86)2119

事故処理基準　第5条―別図

| | 職　　名 | 氏　　名 | 電 話 番 号 |
|---|---|---|---|
| 株式会社しまなみ<br>今治本社 | 社　長　　兼<br>安全統括管理者 | 村 上 | TEL 0898-25-7338<br>FAX 0898-22-6857 |
| | 運航管理員<br>運航管理員<br>運航管理員<br>運航管理員 | 秋 山<br>村 上<br>橋 田<br>川邊 | |
| 下田水港 営業所 | | | TEL 0897(84)3710 |
| | 運 航 管 理 者 | 酒 井 | |
| | 運航管理員<br>運航管理員<br>運航管理員<br>運航管理員<br>運航管理員<br>運航管理員 | 丸 山<br>小 田<br>安 野<br>矢 野<br>寺坂<br>林 | |
| くるしま<br>なかと<br>マリンスター5<br>しまなみ | 船　長<br>船　長<br>船　長<br>船　長 | | |

事故処理基準 第１０条－別表

# 医療機関連絡表

| 医療機関名 | 住　所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 片山医院 | 今治市吉海町幸新田71 | 0897(84)2620 |
| 愛媛県立今治病院 | 今治市石井町4丁目5番5号 | 0898(32)7111 |
| 今治第一病院<br>(外科) | 今治市宮下町1丁目1番21号 | 0898(23)2000 |
| 国立病院機構<br>福山医療センター | 福山市沖野上町4丁目14-17 | 084(922)0111 |
| 尾道市立<br>市民病院 | 尾道市新高山三丁目1170-177 | 0848(47)1155 |
| 国家公務員共済組<br>合連合会<br>呉共済病院 | 呉市西中央2丁目3-28 | 0823(22)2111 |
| 県立広島病院 | 広島市南区宇品神田一丁目5-54 | 082(254)1818 |
| 廣島総合病院 | 廿日市市地御前1-3-3 | 0829(36)3111 |
| はかた外科胃腸科 | 今治市伯方町叶浦甲1667-25 | 0897(72)1711 |
| 今治消防署<br>大島分署 | 今治市宮窪町宮窪4764-5 | 0897(86)2119 |